兵庫県神戸・阪神地域における小学校社会科地域学習副読本の構成

小田由梨花

(奈良教育大学 社会科教育専修)

河本大地

(奈良教育大学 社会科教育講座(地理学))

Structure of Special Textbook of Local Learning for Social Studies in Elementary Schools in Kobe and Hanshin Areas,
Hyogo Prefecture

Yurika ODA

(Social Studies Education Specialization, Nara University of Education)

Daichi KOHMOTO

(Department of Social Studies Education (Geography), Nara University of Education)

要旨:小学校社会科では、中学年において地域学習(身近な地域の学習)を行うこととされている。そこでは、市町村等ごとに作成された地域学習副読本が使用されることが多い。本稿では、大都市域に位置する兵庫県神戸・阪神地域の市・町における地域学習副読本の構成を調査し、それぞれの特徴を明らかにする。結果としては、地域学習副読本は市独自の章を設けたところもあるが、学習指導要領に準拠したものが多く、教科用図書の代わりとして使用される割合が高いと考えられた。また、兵庫県神戸・阪神地域では、1995年に発生した阪神・淡路大震災などに関連して、防災面の学習に過去の被災状況が関連していると考えられた。

キーワード: 社会科 Social Studies

地域学習 local learning 学習指導要領 School National Curriculum Standard 大都市 metropolitan area 地理教育 geographic education

1. はじめに

1.1. 研究の目的と背景

本稿では、大都市域に位置する兵庫県神戸・阪神地域の市・町における小学校社会科地域学習副読本の構成を調査し、地域的特徴を明らかにする。

小学校社会科では、中学年において地域学習(身近な地域の学習)を行うことが、文部科学省が2017年(平成29年)に告示した学習指導要領(以下、新学習指導要領)に記載されている。第3学年の目標には「身近な地域や市区町村の地理的環境,地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子,地域の様子の移り変わりについて,人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに,調査活動,地図帳や各種の具体的資料を通して,必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。」とあり、児童にとって身近な地域から様々な社会活動を学習することが目標の1つとされている。また、第4学年では、「自分たちの都道府県の地理的環境の特色,地域の人々の健康と生活環境を支える働きや自然災害から地域の安全を守るための諸活動,地域の伝

統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。」と、自分たちの都道府県について地理的要因や伝統などを学習することが記載されている。

しかし、教科書で扱われる地域の多くはそれ相応の人口があり、なおかつ近郊や郊外の様子を呈する地域である(香川 2020)。つまり、政令指定都市や中核市を扱うことが多い。そこで、身近な地域を取り上げる教材として教科書とは別の書物が発行されている。それが社会科地域学習副読本である。この副読本を通して身近な地域について学習する、いわゆる地域学習をおこなうことで、前述の学習指導要領の目的を達成することができる。池(2008)によると、地域学習をする上で大切なのは、児童たちの直接体験を活用する場であり、そのために社会科副読本が作成された。重永(2020)は、社会科における地域学習の意義を次の5つにまとめている。

- ①社会生活の原則を発見する場
- ②社会科の学習能力を育成する場
- ③社会的事象をとらえ、意味づけたり関連付けたりする場

④地域や社会の一員であるということを自覚する場

⑤人と人の結びつきを学ぶ場

地域学習に関する研究の多くは過疎地域のもので、その大半が地域が誇れるものを見出し、地域への愛着を実感させると述べている。その過程は、上記の③や④の意義につながる。しかし、地域に対する愛着や地域の誇る伝統や産業といった地域資源への関心が希薄となりがちな大都市域において、地域への愛着を実感するための教材を見つけるのは容易ではない。あらかじめ教材化された社会科副読本を用いることで、その地域に不慣れな教員であっても地域学習を行いやすくなる。最近では、SDGs (持続可能な開発目標)の観点で副読本を見ることでグローバルとローカルをつないだり、地場産業や第一次産業への関心を高めたり、未来志向で地域をとらえたりといった、さらなる学習上の工夫の可能性も議論されている(河本 2021)。

この社会科地域学習副読本は、教科書ではない。学校教育法34条に「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」とあり、同時に「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」とあり、副読本は教科用図書以外の図書その他教材で有益適切なものである(筒井 2017)。社会科地域学習副読本もこれに含まれる。

兵庫県に関しては、早くは1960年代後半から市町村単位で編集・発行が行われ、社会科の授業で活用されていた(古岡 2003)。地域副読本が市町村単位で編集・発行されており、それは現在でも続いている。しかし、本田(2019)による豊岡市の研究や、村岡(2019)による神戸市の副読本比較の論文はあるものの、その他の市町の内容についての研究は少なく、実態がどのようなものかはあまり知られていない。

また、全国で地方自治体である市町村の「平成の大合併」が行われ、広域化が進んだため、市町村が子どもの直接経験を活用しうる地域的範囲をはるかに超えるケースが増え、「身近な地域」と市町村の乖離がさらに進みつつある(池 2008)ことが指摘されている。本稿で対象とする兵庫県神戸・阪神地域ではいずれの市町も「平成の大合併」を経験していないが、人口の多い大都市域にあって学校数も多く、同様の懸念は存在する可能性がある。

ところで兵庫県の神戸・阪神地域は、1995年に発生した阪神・淡路大震災による被害を受けた地域が多く、特に神戸市では甚大な被害が発生した。内閣府防災情報のページによると、震度7の市町は神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、淡路市(うち旧北淡町、旧一宮町、旧津名町)となっている。また、神戸・阪神地域の人的被害に関しては兵庫県ホームページより、神戸市で死者4,564人、行方不明者2人、負傷者14,678人、尼崎市

で死者 49 人、負傷者 7,145 人、西宮市で死者 1,126 人、 行方不明者 1人、負傷者 6,386人、芦屋市で死者 442人、 負傷者 3,175 人、伊丹市で死者 22 人、負傷者 2,716 人、 宝塚市で死者117人、負傷者2,201人、川西市で死者4人、 551人、三田市で負傷者23人、猪名川町で負傷者3人 と報告されている。物的被害に関しては、神戸市の全壊 61,800 棟、半壊 51,125 棟、一部損壊 126,197 棟、尼 崎市で全壊 5.688 棟、半壊 36.002 棟、一部損壊 35.855 棟、西宮市で全壊 20,677 棟、半壊 14,597 棟、一部損 壊 38,042 棟、芦屋市で全壊 3,915 人、半壊 3,571 棟、 一部損壊3,959棟、伊丹市で全壊1,395棟、半壊7,499棟、 一部損壊 19,851 棟、宝塚市で全壊 3,559 棟、半壊 9,313 棟、一部損壊 14,305 棟、川西市で全壊 554 棟、半壊 2,728 棟、一部損壊6,041棟、三田市で一部損壊1,958棟、猪 名川町で一部損壊 1.334 棟となった。三田市と猪名川町 に関しては大きな被害報告がなく、これらが副読本の内 容、特に防災に関わる章に関わってくると考えられる。

さらに、小学校第4学年では兵庫県全体の概要について述べた章が必ず設けられている。これは、兵庫県には県が発行する社会科地域学習副読本がなく、県に関する内容を市町の発行する副読本で記載する必要があるからである。兵庫県はかつての国(淡路、摂津、但馬、丹波、播磨)を基にした5つの地域に分かれている。また、後述するように10の県民局および県民センターの管轄区域に分かれている。それぞれの地域は気候や地形、産業が全く異なっている。そのため、互いの地域をどのように紹介しているかも併せて検討したい。

なお、地域学習について竹内(2019)は、身近な地域を対象に、地域調査や野外観察等のフィールドワーク(地域における直接体験)に基づいた学習活動と定義づけている。本稿における地域学習の定義はこれに従う。

1.2. 研究方法

兵庫県立図書館のデータベースや各市町教育委員会より、過去に使用されていた、あるいは現在使用されている県内の小学校中学年社会科地域学習副読本を市町別にリスト化する。また、地域学習副読本を公立図書館や各市町の教育委員会で閲覧し、各市町の地域副読本が単元ごとに割いているページ数を表の形に整理する。さらに、その数値をグラフ化したものや、地域副読本の学習形態、発行元などもデータとして整理し、研究対象地域全体の傾向を分析する。

その後、それぞれの市町で使用される教科書会社の現 行の教科書や改訂前の教科書と照らし合わせてどの内容 にどの程度の章を割り当てているのかを整理・比較する。

2. 研究対象地域の概要

2.1. 神戸・阪神地域について

本稿の研究対象地域である兵庫県の神戸・阪神地域とは、兵庫県における県民局、県民センターの管轄を基準にした、表1に示す地域である。

表1 神戸・阪神地域について

県民局、県民センター	左記の管轄する市・町
神戸県民センター	神戸市
阪神南県民センター	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北県民局	伊丹市、宝塚市、川西 市、三田市、猪名川町

兵庫県ホームページを用いて作成。

この研究対象地域の地域的特色を、市町ごとに述べる。 まず、神戸県民センターの管轄区域は、神戸市のみである。 同市は、兵庫県内で最も人口が多い市である。大阪湾に 面した神戸港は古くから貿易港として栄え、海外との交 易の要地でもある。旧外国人居留地、北野異人館街、中 華街などの異国情緒溢れる街並みや、海岸のエリアには 多くの観光者が訪れる。地理的には海と山に囲まれており、 六甲山地や、北部の有馬温泉も観光地として有名である。

次に、阪神南県民センターの管轄区域について述べる。尼崎市は、兵庫県と大阪府との府県境を有し、大阪市に隣接する交通の要所である。海側には工業地域が広がる一方、北部は再開発が進み、住宅街が広がっている。西宮市は、兵庫県内で神戸市に次いで人口が多い市であり、甲子園球場や西宮神社の十日えびすで有名である。西宮北口エリアは不動産・住宅に関する情報サイト「SUUMO」の関西住みたいまちランキングより、1位に選出されている人気の地域である。芦屋市は県内有数の高級住宅地として知られており、北部には大きな住宅が並んでいるのがみられる。市内を流れる芦屋川は天井川となっており、水害の歴史がみられる。

最後に、阪神北県民局の管轄区域について述べる。伊 丹市は、大阪国際空港(通称・伊丹空港)があり関西の 空輸の要である。また、歴史的には清酒の発祥の地とさ れており、俳諧文化も盛んであった(伊丹市要覧より)。 宝塚市は、宝塚歌劇団の拠点である宝塚大劇場があるこ とで知られる。南北に細長く、南部は住宅街が広がり、 北部には農村地域が広がっている。川西市は自然の豊か な市であり、棚田が広がる地域がある。市内を流れる一 庫大路次川には国の特別天然記念物のオオサンショウウ オが生息している(川西市ホームページより)。三田市 はアウトレットモールなどの商業施設がある一方で、山 岳・丘陵地域もあり豊かな自然に恵まれている。市中心 部は盆地となっている。猪名川町は阪神北地域の川辺郡 に現存する唯一の町である。以下に詳しい数値を記載するが、神戸・阪神地域で最も人口が少ない町である。大阪府への通勤者が多く、南部には住宅団地が広がっているが、北部には山間の農村地域をもつ。



図1 兵庫県の地域と神戸・阪神地域の市町 兵庫県市町要覧を用いて作成。

本稿では、以上の8市1町を神戸・阪神地域として比 較分析を行う。神戸・阪神地域は兵庫県の南東部に位置 しており、兵庫県ホームページより、2021年(令和3 年)10月時点では人口のおよそ60%を占めている。ま た、令和3年度学校基本調査より、公立小学校数は336 校、児童数は 166,007 人であり、県内トップの多さであ る。令和2年10月1日実施の国勢調査と上記の学校基 本調査から、神戸・阪神地域の各市町の人口、公立学校数、 児童数も以下に記す。神戸市は人口 1,518,943 人、公立 学校 163 校、児童数 73,959 人。尼崎市は人口 457,762 人、公立学校数 41 校、児童数 20,617 人。西宮市は人口 484,839 人、公立学校数 40 校、児童数 26,489 人。芦屋 市は人口 93,868 人、公立学校数は 8 校、児童数は 4,549 人。伊丹市は人口 197,759人、公立学校数 17校、児童 数 11,110 人。宝塚市は人口 225,479 人、公立学校数 24 校児童数 13,783 人。川西市は人口 151,948 人、公立学 校数 17 校、児童数 7,645 人。三田市は人口 108,109 人 公立学校数20校、児童数6,168人。猪名川町は人口 29,267人、公立学校数6校、児童数1,687人である。

2.2. 神戸・阪神地域の社会科副読本

次に、現在神戸・阪神地域の公立小学校で使用されている社会科副読本についてみていく。今回調査した副読本の発行年は、神戸市、尼崎市、宝塚市が2021年、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市が2020年、三田市、猪名川町が2019年である。学習指導要領の告示が2017

年なので、全てこの指導要領の内容の対象となりうる。 ただし、新学習指導要領に対応した教科用図書の使用は 2020年からなので、2019年発行の副読本が新学習指導 要領に対応していない可能性も考えられる。

ここではまず副読本の名称と学習形態についてまと める。副読本の学習形態については松本・篠崎(2020) の調査方法をもとに分類を行う。

分類は、

ア 資料集型: 資料のみ。又は資料+説明

イ 読み物 (トピック) 教材型: 統一的なコンセプト に従って全体が記述され、事項の理解を中心とするもの ウ 教科書型: 学習問題、資料、説明、学習活動が含 まれるもの

エ 学習帳 (WS) 型: ワークシートが含まれ、記入 可能な形のもの

ア・ウ混合型: 資料集型に近いが、教科書型の特徴を

含む部分もある

ア・エ混合型: 資料型に近いが、ワークートが含まれ

るもの

の6つである。

表 2 神戸・阪神地域の各市町における社会科地域学 習副読本

市町村名	名称	学習形態	
神戸市	わたしたちの神戸	ア・ウ混合型	
尼崎市	わたしたちの尼崎	ア・ウ混合型	
西宮市	わたしたちの西宮	ア・ウ混合型	
芦屋市	わたしたちのまち芦屋	ア・ウ混合型	
伊丹市	身近な地域伊丹	ア・エ混合型	
宝塚市	わたしたちのまち宝塚	ア・エ混合型	
川西市	わたしたちの川西	ウ:教科書型	
三田市	わたしたちのまち三田	ア・ウ混合型	
猪名川町	わたしたちのまち猪名	ア・ウ混合型	
	Л		

神戸・阪神地域の副読本を用いて作成。

伊丹市以外の副読本のタイトルは「わたしたちの(わたしたちのまち)+ 自治体名」であった。

また、学習形態についてもほとんどの市町がア・ウ混合型であった。伊丹市、宝塚市はア・エ混合型であり、 川西市は教科書型であった。

次章で詳しく分析を行う。

3. 分析結果

3.1. 章構成、ページ数による比較

この章では、副読本の章の構成、ページ数を比較分析 していく。他地域の紹介についても併せて調査したが、 ここでの他地域の紹介とはその地域や市町に何があるか を具体的に記載しているページに限って集計の対象としている。そのため、名称のみが記載されたページは含んでいない。

表 3 各副読本の章構成とページ数

Ī	市町村名	章	総ページ数	他地域の紹介
		(個)	(ページ)	(ページ)
Ī	神戸市	9	276	32
	尼崎市	9	91	12
Ī	西宮市	9	161	29
Ī	芦屋市	11	95	13
Ī	伊丹市	10	115	17
Ī	宝塚市	7	226	24
	川西市	9	112	15
	三田市	7	160	11
	猪名川町	9	104	5

神戸・阪神地域の副読本を用いて作成。

以上の結果から、章の数の平均は8.7章、ページ数の平均は小数第2位を四捨五入して約148.9ページとなる。章の数が少ないほうが総ページ数が多くなる傾向が見られた。神戸市と西宮市に関しては、3年生と4年生で副読本が別冊子となっており、神戸市と西宮市ともに3年生用は全4章、4年生用は全5章であった。ページ数については、神戸市の3年生用は126ページ、4年生用が150ページ、西宮市の3年生用で92ページ、4年生用で89ページとなっており、西宮市のほうが少ない結果となった(表3)。

また、総ページ数が多いほど、兵庫県内の他地域についての記載が増えているようであった。他地域の記載においては、姫路市や神戸市についてが多く見られた。神戸市については、国際交流の例として取り上げられることが多く見られた。また、芦屋市の副読本では、兵庫県内の公式ゆるキャラの紹介も見られた。このように兵庫県内の地域について児童の興味を引くような工夫がところどころで見られた。

3.2. 副読本の類型

本節では、各市町で使用されている副読本の章タイトルを比較する。その際、章のタイトルが類似するものは同じ類型としてまとめて比較していく。比較する副読本のタイトルを

- 1、新学習指導要領完全準拠型(以下、完全準拠型)… 神戸市、尼崎市、西宮市、川西市
- 2、新学習指導要領 + α 型(以下、+ α 型)… 芦屋市、 伊丹市
- 3、市に関する内容重視型(以下、市重視型)…宝塚市 4、新学習指導要領一部準拠型(以下、一部準拠型)… 猪名川町、三田市

の4類型とする。複数の市町が分類されている完全準拠型は、代表して神戸市の副読本の章タイトルと各章のページ数を記載し、+a型は代表して芦屋市の副読本の章タイトルとページ数を記す。市重視型、一部準拠型も、それぞれ宝塚市と猪名川町の章タイトルとページ数を記す。

表 4 神戸市の副読本の章タイトル

章の副読本の章タイトル	ページ数
3年生 第1章 わたしたちの町と神戸市	30
第2章 はたらく人びととわたしたちのく	32
5 L	
第3章 安全を守る人びととわたしたちの	20
くらし	
第4章 神戸市のうつりかわり	38
4年生 第1章 わたしたちの兵庫県	16
第2章 わたしたちの健康をささえるしご	30
ح ا	
第3章 自然災害にそなえる人びととわた	30
したち	
第4章 兵庫県の伝統文化と先人のはたら	36
き	
第5章 兵庫県の特色ある地域に住む人々	32

『わたしたちの神戸』を用いて作成。

表 5 芦屋市の副読本の章タイトル

	章の副読本の章タイトル	ページ数
第1章	わたしたちのまちってどんなまち	14
第2章	見直そうわたしたちのくらし	8
第3章	芦屋市の人びとの仕事	6
第4章	安全なくらしとまちづくり	8
第5章	人びとのくらしのうつり変わり	8
第6章	県の地図を広げてみよう	8
第7章	健康なくらしとまちづくり	14
第8章	自然災害にそなえるまちづくり	10
第9章	地域で受けつがれてきたもの	4
第 10 章	昔から今へとつながるまちづくり	4
第 11 章	わたしたちの県のまちづくり	6

『わたしたちのまち芦屋』を用いて作成。

表 6 宝塚市の副読本の章タイトル

4	章の副読本の章タイトル	ページ数
第1章	わたしたちのまちみんなのまち	32
第2章	くらしとしごと	54
第3章	くらしのうつりかわり 1	18
第4章	宝塚を幸せなまちに1	22
第5章	くらしのうつりかわり 2	26
第6章	宝塚を幸せなまちに2	30
第7章	兵庫県と県内のようす	26

『わたしたちのまち宝塚』を用いて作成。

表 7 猪名川町の副読本の章タイトル

章の副読本の章タイトル	ページ数
第1章 わたしたちのねがい	4
第2章 わたしたちの猪名川町	18
第3章 商店のはたらきとくらし	6
第4章 猪名川町でつくり出されるもの	16
第5章 わたしたちのくらしを守る	10
第6章 猪名川町のうつりかわり	18
第7章 わたしたちのくらしをささえる	14
もの	
第8章 わたしたちの県のようす	10
第9章 郷土をひらく	7

『わたしたちのまち猪名川』を用いて作成。

完全準拠型は平成 29 年告示学習指導要領の各学年の目標、内容に沿ったタイトルになっており、章の並び順も準拠しているのが見られた。また、ページ数に関しては自分たちの市について紹介する章の割合が多かった。

 $+ \alpha$ 型は完全準拠型との差はほとんどないが、章の構成が神戸・阪神地域の中では多い2つの市が該当しており、その分完全準拠型の章構成と、市独自の章が追加されたものとなっている。特に2つの市で共通して2章が完全準拠型と異なっている。ページの割合に関しては、自分たちの市についての章、健康なくらしに関する章が多かった。

市重視型に関しては、上記2つとは全く異なった章構成をしており、完全準拠型や+ a型の2章分の内容を1つの章でまかなっていることが分かる。さらには「宝塚を幸せなまちに」と「くらしのうつりかわり」が2回登場するところも他とは異なった面である。ページ数の割合に関しては「くらしとしごと」の章が1番多かった。

4つ目の一部準拠型に関しては完全準拠型、+ α 型に近いものがあるが、自然災害に関する章がなく、「わたしたちの県のようす」に含まれている。実際に猪名川町教育委員会の職員に聞き取りを行ったところ、新学習指導要領の改訂にあわせて副読本の改定を行いたかったが、副読本の改訂作業が新学習指導要領の告示よりも前に行う必要があったために、章構成が新学習指導要領と異なる部分ができたとのことだった。また、第9章「郷土をひらく」は市の歴史や偉人について記載される章であり、他市町では水路の建設などがよく取り上げられている。それに対し猪名川町では、地元の「多田銀銅山」について取り上げており、非常に珍しい地域であった。ページの割合は、自分たちの町に関する章、町のうつり変わりに関する章の割合が多かった。

3.3. 防災教育について

本節では、それぞれの市町における防災教育について、 小学校社会科地域学習副読本との関連で検討する。

新学習指導要領の中には、以下の記述がある。

「自然災害から人々を守る活動について, 学習の問題を 追究・解決する活動を通して, 次の事項を身に付けるこ とができるよう指導する。

ア次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。
- (イ) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力,判断力,表現力等を身に付けること。

(ア) 過去に発生した地域の自然災害,関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。」

このように、第4学年では自然災害に対しての学習が必修である。教科用図書でも、防災教育についての記述はあるが、身近に起こった災害について学習するほうが、子ども達にとっても想像しやすい。特にア(ア)とイ(ア)では「地域の災害」についてということもあり、副読本の使用がほぼ必須になると考えられる。副読本の中で防災教育に当たる章は完全準拠型の神戸市だと、4年生第3章「自然災害にそなえる人びととわたしたち」が該当する。+ α 型の芦屋市では第8章「自然災害にそなえるまちづくり」が該当する。市重視型の宝塚市では第6章の「宝塚を幸せなまちに2」の中に含まれる。一部準拠型の猪名川町に関しては第5章の「わたしたちのくらしを守る」に含まれている。

それぞれが扱う自然災害については、阪神・淡路大震災についてが神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市であった。一部準拠型である三田市と猪名川町に関しては阪神・淡路大震災についての記述はなかった。本稿1章で述べたように、この2市町では阪神・淡路大震災の被害があまり大きくなかった。そのため、この2市町に関しては自分たちのまちの被害から防災を考えるのは難しい。

しかし、そもそも三田市と猪名川町は、自然災害に関する章が単独で設けられていない。これは学習指導要領の改訂に関係している。旧学習指導要領では自然災害に関する内容が、

「地域社会における災害及び事故の防止について,次のことを見学,調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。」である。一部準拠型は2019年発行のものであり、新学習指導要領に準拠しない教科書と併用されることとなる。よって、旧学習指導要領の内

容に準拠したと考えられる。旧学習指導要領には「自然 災害」という表現がない一方で、「災害と事故」がある。 副読本の内容自体も、警察・消防に関する内容が多く、 自然災害に関する内容はなかった。そのため、水害につ いての記載もなかった。

その他の市では、新学習指導要領に準拠した教科書との併用のため、自然災害についての記載があった。前述のように阪神・淡路大震災の記述がメインであった。その他にも、2011年に発生した東日本大震災や2016年の熊本地震について記載されている市もあった。1938年に発生した阪神大水害の経験からか、水害に関する内容がある市もみられた。

4. まとめと考察

本稿では、神戸・阪神地域の小学校中学年社会科副読 本について、章構成やページ数から分析を行ってきた。 分析結果を以下に考察する。

まず章の数に関しては、平均的に8.7章と、学習指導要領に沿った章構成に近いものが多い。総ページ数に関しては各市町によって様々であるが、総ページ数が多いほど他地域の紹介が多く、それほど1つの章に割けるページ数が多い。また、章の数が多い2つの市はともに学習形態が資料型の特徴があるものの、ワークシートの含まれる、ア・エ混合型であるが、この関連性については今回の調査では明らかにすることができず、今後の課題である。

また、それぞれの副読本を類型化し比較したが、ほとんどの副読本は新学習指導要領の改訂に合わせて内容を改訂しているため、章の構成やタイトルが新学習指導要領に沿ったものとなっている。その一方で、副読本は教科用図書として検定を受けているわけではないこともあり、市独自の章を設けている市も見られた。また、新学習指導要領に沿って作成された副読本に関しては、社会科の教科用図書の代わりとして使用される割合が高いのではないかと考えられる。

内容に関しては、神戸市の第4学年第3章「自然災害にそなえる人びととわたしたち」は水害、震災、土砂災害から選択制で学習するようになっている。社会科副読本で選択制になっているのは、神戸市が防災学習用に「しあわせはこぼう」が発行されており、阪神・淡路大震災だけでなく、東日本大震災や今後甚大な被害が想定される南海トラフ地震、神戸市灘区の都賀川での水難事故などの記述も増加し、今も各学校での防災現場で使用されている(井上・河本 2019)からであると考えられる。また、防災に関して、猪名川町では社会科副読本の中にそのような内容の章は設けられてない。前述でもあるが、第5章「わたしたちのくらしを守る」の中に防災の内容が組み込まれている。本来ならば新学習指導要領では第3学年の警察・消防の内容に第4学年の防

災教育が含まれるはずがないが、改訂作業の都合上このような形になった。その防災の内容に関して阪神・淡路大震災についてはあったが、猪名川などの川が流れているのにもかかわらず、水害についての記載は一切なかった。職員によると、あまり水害というものがないためだという。反対に、阪神・淡路大震災についての記述が一切なかったのは三田市であった。猪名川町同様に防災に関する章がないため、省略されている可能性が考えられる。三田市も猪名川町も改訂年度が2019年であり、新学習指導要領に完全に準拠していないという共通点がある。実際、平成20年告示の学習指導要領(旧学習指導要領)では、地域社会における災害及び事故の防止について学習することとなっている。詳しい内容としては、ア関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。

イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

の2つであり、震災などの内容ではなく、警察・消防の活動について学習する側面が強い。また、この旧学習指導要領は第3・4学年の目標と内容が合わせて1つとして出されているため、防災教育と防犯、災害対策に関する教育がうまく機能していなかったと考えられる。そのため新学習指導要領では第3学年に防犯、災害対策に関する内容を、第4学年に過去の自然災害に関する内容を設けたのではないかと考えられる。

今後は、兵庫県の他市町の社会科副読本の調査を進め、 県全域の副読本の傾向などを調査する必要がある。また、 教科書との関連性も併せて分析し、使用に際しての利便 性なども明らかにしたい。

謝辞

本稿の調査・執筆にあたり、ご協力いただきました尼 崎市立教育総合センター、芦屋市教育委員会、三田市教 育委員会、猪名川町教育委員会、神戸市、西宮市、伊丹 市、宝塚市、川西市の各市立図書館の方々に、深く感謝 申し上げます。

参考文献

- 池俊介(2008),「市町村合併に伴う社会科副読本の課題」。早稲田大学大学院教育学研究科紀要,18号,pp.1-14
- 伊丹市要覧 http://www.sichouyouran.jp/?a=outline.detail&code=282073#outline (2021年11月21日最終閲覧)
- 井上恵太・河本大地 (2019), 「阪神・淡路大震災の被

災地における防災教育の変遷と課題―神戸市立小学校の事例を中心に―」, 兵庫地理, 64巻, pp.1-14

- 香川貴志 (2020),「小学校社会科副読本をめぐる若干の考察」. 人文地理学会大会 2020 研究発表要旨, pp.90-91
- 川西市ホームページ https://www.city.kawanishi. hyogo.jp/(2021年11月

21 日最終閲覧)

- 河本大地 (2021), 「SDGs を意識した地域づくりに小学校社会科の地域学習副読本は活用できるか」. 地域活性研究, 14 巻, pp.55-63
- 重永慧太(2020),「システムアプローチに基づく小学校社会科地域学習の授業開発―第3学年単元「有馬温泉」の場合―」. 兵庫教育大学地理学・地理教育研究室研究報告,25巻,pp.8-12
- SUUMO ホームページ https://suumo.jp/edit/sumi_machi/2021/kansai/ (2021年11月21日最終閲覧)
- 竹内裕一(2019),「地理教育における地域学習の位置 一子どもたちの地域学習体験からの逆照射一」. 新 地理, 第67巻, 1号, pp.1-12
- 筒井由美子(2017),「小学校中学年における地域学習に関する研究―大阪の社会科副読本を中心に―」. 大和大学研究紀要,3巻,pp.109-118
- 内閣府防災情報のページ(阪神・淡路大震災について) http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/ hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/ case199501.html (2021年11月23日最終閲覧)
- 兵庫県ホームページ https://web.pref.hyogo.lg.jp/index.html (2021年11月18日最終閲覧)
- 古岡俊之(2003),「小学校中学年社会科 副読本の改善への提言―兵庫県における小学校社会科副読本の活用場面分析を通して―」. 新地理, 51巻,3号, pp.28-38
- 本田裕子 (2019),「コウノトリ学習における副読本の利用状況について―兵庫県豊岡市ふるさと教育を事例に―」. 野生復帰,第7巻,pp.19-29
- 松本廉・篠崎正典(2020),「長野県内における小中学校用社会科副読本―作成状況と内容構成の分析を通して―」。信州大学教育学部研究論集,第14号, pp.219-229
- 村岡弘明(2019),「地域学習で活用する社会科副読本の比較研究」。教職課程・実習支援センター研究年報, 2巻, pp.219-232
- 文部科学省(2008),『小学校学習指導要領解説 社会編』 文部科学省(2017),『小学校学習指導要領(平成29年 告示)解説 社会編』